

居宅介護支援 介護予防支援

重要事項説明書

社会福祉法人 津和野町社会福祉協議会

津和野居宅介護支援事業所

居宅介護支援・介護予防支援 重要事項説明書

社会福祉法人 津和野町社会福祉協議会

居宅介護支援・介護予防支援のサービス提供にあたり、厚生労働省令第38号第4条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 実施主体

名 称	津和野町社会福祉協議会			
法人所在地	島根県鹿足郡津和野町日原14番地			
法人種別	社会福祉法人			
代表者氏名	会長 内谷 澄 男			
電話番号	0856-74-1617			
FAX番号	0856-74-1621			
介護保険法に基づき、島根県知事から指定を受けている事業所名及び居宅サービスの種類				
居宅介護支援	1	津和野居宅介護支援事業所 (事業所番号 3272100029)	指定年月日	利用定数
			平成12年4月1日	介護支援専門員 1人あたり35名
介護予防支援	2	津和野介護予防支援事業所 (事業所番号 3272100029)	令和6年4月1日	

2. ご利用の事業所

名 称	津和野居宅介護支援事業所
所 在 地	島根県鹿足郡津和野町日原14番地
管理者氏名	柳原 幸 恵
電話番号	0856-74-1617
FAX番号	0856-74-1621

3. 職員の種類、人員及び職務内容

職員の種類	常勤専従	常勤兼務	非勤兼務	常勤換算
管 理 者		1名		7.0
主任支援専門員		3名	1名	
介護支援専門員	5名			

(1) 管理者は、事業所の職員管理及び業務管理を一元的に行うとともに自らも介護支援専門員の職務を行う。

(2) 介護支援専門員は、相談業務、要介護認定・要支援認定に係る申請代行、被保険者に対する介護認定調査、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成等にあたる。

4. 営業時間

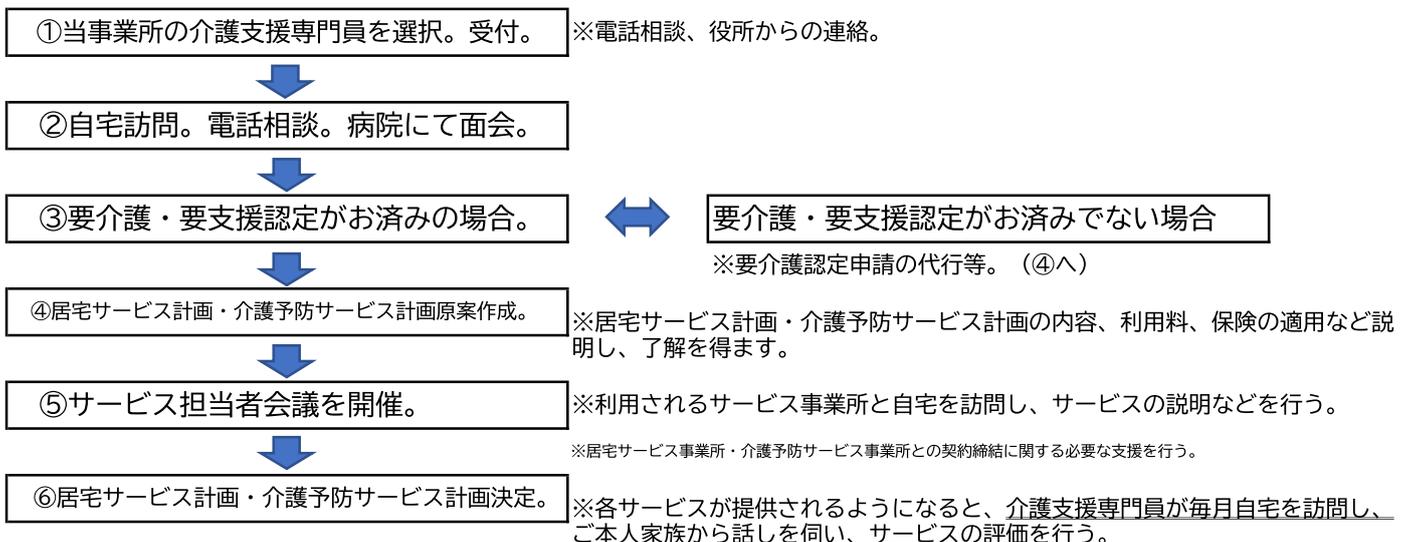
職員の種類	営業時間	休暇及び休業日
管理者	8時30分～17時15分	○土曜日 ○日曜日 ○国民の祝日 ○12月29日～1月3日
介護支援専門員		

※居宅介護支援契約の方の営業時間以外は、緊急携帯電話で24時間相談対応いたします。
(なお、運転中等対応できない場合がございますが、折り返し連絡いたします。)

5. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	居宅介護支援事業・介護予防支援事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護の状態になった方に対し、介護相談、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成等を支援し、適切な居宅介護支援・介護予防支援を提供することを目的とする。
運営の方針	(1) 事業所は、被保険者が要介護認定を受けている場合、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
	(2) 事業所は、利用者の選択により、心身の状況その置かれている環境等に応じて、適切な保険医療サービス機関及び地域包括支援センター、居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所、施設等の多様なサービス事業所と連携を経て総合的かつ効果的に居宅サービス・介護予防サービスが提供されるよう努める。
	(3) 事業所は、利用者の意思及び人権を尊重し常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される居宅サービス・介護予防サービスの種類が特定の事業所に不当に偏することのないよう配慮し、公正、中立に居宅介護支援・介護予防支援を行う。また、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、居宅サービス計画に位置付けた理由を明確にできるよう、利用者の希望に基づき居宅サービス計画を作成する。

6. 居宅介護支援の申し込みから、サービス提供までの流れと主な内容



7. 利用料

※このサービスの利用料及びその他の費用は以下のとおりです。

①居宅介護支援利用料（現行の介護保険法では、利用者負担はありませんが、今後の法改正で変更の可能性あります。）
要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額納付されます。

保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1か月につき要介護度に応じてお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日津和野町役場健康福祉課に提出しますと、全額返戻を受けられます。

基本報酬	金額		
	要介護1～2	10,860円	
要介護3～5	14,110円		
特別地域加算	基本報酬×15%		
特定事業所加算Ⅱ	4,210円		
初回加算	3,000円	新規に居宅サービスを作成した場合 要介護状態区分が2区分変更された場合	
入院時連携加算Ⅰ	2,500円	利用者が入院してから3日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合	
入院時連携加算Ⅱ	2,000円	利用者が入院してから7日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合	
退院・退所加算		医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	
カンファレンス参加無	連携1回		4,500円
	連携2回		6,000円
カンファレンス参加有	連携1回		6,000円
	連携2回		7,500円
	連携3回	9,000円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院等の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合	
通院時情報連携加算	500円	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合	
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	※下記参照	
(減算)			
特定事業所集中減算	—2,000円	正当な理由なく特定の事業所に80%集中した場合	
運営基準減算	基本法週単位数の50%に減産	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合	

②交通費 原則無料です。

③解約料 解約についての料金は一切いただきません。

※ターミナルケアマネジメント加算は、末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族から下記の内容に同意を得たうえで算定します。

- ・ターミナル期に担当ケアマネジャーが通常より頻りに訪問すること
- ・担当ケアマネジャーが状態変化やサービス変更の必要性を把握すること
- ・把握した心身の状況等の情報を記録すること
- ・把握した心身の状況等を主治の医師等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供すること
- ・必要に応じて主治医等に病状等に関する指示を受けること

②介護予防支援利用料

基本報酬	金額	
		要支援1～2
初回加算	3,000円	新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し、介護予防支援を行った場合。
特別地域加算	基本報酬×15%	

②交通費 原則無料です。

③解約料 解約についての料金は一切いただきません。

(居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書作成以外のサービス)

- 各種サービス事業所、関係機関への情報提供
- 要介護・要支援認定の申請、変更及び更新申請の代行
- 関連事業者等との連絡調整
- 給付管理票の作成、提出（毎月、国民保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。）

※サービス提供にあたっては、あなたの要介護・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービス提供を行います。

※サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。もし分からないことがあれば、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。

8. 居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書の交付

居宅サービス計画・介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

9. 事業の実施地域

実施地域	津和野町内（事情により、津和野町周辺地域）
------	-----------------------

10. 担当の職員

あなたを担当する介護支援専門員は（ ）です。

①職員は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、提示を求めてください。

②当事業所の監督責任者は、「長嶺 公美子」です。苦情等ございましたら遠慮なくご連絡ください。

(電話 0856-74-1617 ケーブル電話 ※74-1617)

※担当職員の変更

○あなたはいつでも担当職員の変更を申し出ることができます。

その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

また当事業所は、担当の職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。その際、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

11. 主治の医師及び医療機関等との連携

事業所は、利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連携を取らせていただきます。

そのため、入院、受診時等には、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。（医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等対応をお願いします。）

12. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

13. 事故発生時の対応及び損害賠償について

・職員は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び市町村関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

・職員は、利用者に対するサービスの提供に伴って、職員の攻めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼした場合には、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者または家族に重大な過失がある場合は、損害賠償を減額することができます。

14. ハラスメント対策について

- ①事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ②利用者及びその家族が事業所の介護支援専門員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントまたは契約を継続し難いほどの背信行為があった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
良好な信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

15. 感染症・衛生管理について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防又はまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

16. 業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. 苦情申し立て先について

①事業所

窓口担当者	上田 富晴
ご利用時間	8時30分～17時15分（土・日・祝日等を除く）
ご利用方法	電話 0856-74-1617（面接可）

（苦情解決の体制及び手順）

・提供した居宅介護支援・介護予防支援に係る利用者およびその家族からの相談および苦情を受け付けるための窓口を設置しています。当事業所では地域にお住いの方を第三者委員を選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。当事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することができます。

第三者委員氏名・連絡先	大庭 賢資	津和野町添谷22	電話 75-0151
第三者委員氏名・連絡先	山岡 八重子	津和野町町田イ139-2	電話 72-0794

（相談苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。）

- ・苦情または相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
- ・相談担当者は、把握した状況を職員とともに検討を行い、対応を決定する。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めて結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。）

②行政

窓 口	津和野町役場健康福祉課（介護保険係）
ご利用時間	8時30分～17時15分（土・日・祝日等を除く）
ご利用方法	電話 0856-72-0651（面接可）

③島根県国民保険団体連合会

窓 口	介護保険係（苦情相談窓口）
ご利用時間	9時00分～17時00分
ご利用方法	電話 0852-21-2811

18. 総合相談窓口について

窓 口	津和野町地域包括支援センター
ご利用時間	8時30分～17時15分（土・日・祝日等を除く）
ご利用方法	電話 0856-72-0683（面接可）

19. 秘密の保持・個人情報の使用について

- ・職員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
- ・職員が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- ・職員は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、その情報が用いられる物の事前の同意を文書により得たうえで、利用者又はその家族の個人情報を用いることができることとします。

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私および家族は、津和野居宅介護支援事業所・津和野介護予防支援事業所が、私および家族の個人情報を下記の利用目的の範囲内で取得、使用及び居宅サービス事業者等に提供することに同意します。

1. 利用期間

居宅サービス・介護予防サービス提供に必要な期間および契約期間に準じます。

2. 利用目的

- ①居宅サービス計画・介護予防サービス計画等を作成するため
- ②居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者間の連携とサービス担当者会議での情報提供、担当者に対する照会（依頼）のため
- ③医療機関、社会福祉法人、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、行政機関、その他必要に応じた地域団体等との連絡調整のため
- ④主治医の意見を求める必要のある場合
- ⑤事業者内のカンファレンス（事例検討）のため
- ⑥介護認定審査会、地域包括支援センターへの情報提供
- ⑦その他サービス提供で必要な場合
- ⑧緊急を要する時の連絡等の場合
- ⑨外部監査機関への情報提供
- ⑩介護研修への協力

3. 使用条件

- ①個人情報の提供は利用目的の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しないこと。また、サービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさないこと。
- ②個人情報を使用した会議の内容などについてその経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

署名代理人

住所

氏名

続柄

家族

住所

氏名

続柄

20. 質の高いケアマネジメントの提供について

・ケアマネジメントの公平中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書

①判定期間（令和 年度） 前期（3月1日～8月末日） 後期（9月1日～2月末日）

②期間中のケアプラン作成件数 件

③当事業所が、前6か月に作成した居宅サービス計画（ケアプラン）における、訪問介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。

訪問介護	%
地域密着型通所介護	%
福祉用具貸与	%

④当事業所が、前6か月に作成した居宅サービス計画（ケアプラン）における、訪問介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合。

サービス名	事業所名 割合	事業所名 割合	事業所名 割合
訪問介護	%	%	%
地域密着型通所介護	%	%	%
福祉用具貸与	%	%	%

令和 年 月 日

私は、本書面により事業所から居宅介護支援の提供に際して、上記の内容について説明を受け、同意しました。

利用者

住所

氏名

署名代理人

住所

氏名

続柄

私は、あなたに対する居宅介護支援の開始にあたり、あなたに対し本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

説明者 津和野居宅介護支援事業所
津和野介護予防支援事業所

氏名 ㊟

私は、津和野居宅介護支援事業所・津和野介護予防支援事業所の支援を利用するにあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、十分理解したうえで居宅サービス・介護予防サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

サービス利用者

住所 島根県鹿足郡津和野町

氏名 ㊟

署名代行者

住所

氏名 ㊟

続柄